

防火管理者資格講習案内

宮崎県東児湯消防組合

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物（事業所等）においては、消防法により資格を有する者のうちから「防火管理者」を選任するよう義務づけられています。この資格を取得するための講習を次のとおり実施します。

1 防火管理者の選任義務がある防火対象物

- (1) 養護老人ホーム・グループホーム等で自力避難困難者が入所している福祉施設等において収容人員が10名以上のもの
- (2) 集会場・遊技場・料理店・物品販売店・旅館・病院・福祉施設（(1)に該当しないもの）・幼稚園等において収容人員が30名以上のもの
- (3) 共同住宅・学校・会社・工場・事務所等において収容人員が50名以上のもの

2 講習の種類

甲種防火管理新規講習（消防法施行令第3条第1項第1号イ）

3 講習会場

高鍋町大字上江4526番地
宮崎県東児湯消防組合

4 受講資格

受講するための資格は特に必要としませんが、資格を取得し「防火管理者」となる場合は、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあることが必要です。

5 講習時間

★ 第1日目 6月6日（木）

（受付時間）午前9時30分～午前10時00分 ※時間厳守

午前10時00分～午後4時00分 防火管理の意義と制度、訓練ほか

★ 第2日目 6月7日（金）

午前10時00分～午後4時00分 防火管理の進め方と消防計画、効果測定ほか

6 受講手続・提出先

「防火管理者資格講習受講申込書」に必要事項を記入（写真ちょう付）し、提出してください。

提出先	〒884-0006 児湯郡高鍋町大字上江4526番地 宮崎県東児湯消防組合 消防本部予防課
-----	--

※ 受講申込書は、宮崎県東児湯消防組合消防本部予防課、消防署及び各分遣所にあります。

7 受講申込書の受付期間

令和元年5月13日（月）から令和元年5月24日（金）まで

（郵送を含む）

※ 定員は50名の予定です。

なお、児湯郡の事業所で防火管理者未選任施設を優先します。

8 受講料等

受講料は無料ですが、テキスト代1,750円（税込み）が必要です。おつりのいらないようにお願いします。テキストは当日会場で販売します。

9 修了証の交付

所定の課程を受講された方には、修了証を交付します。

10 その他

※ 講習会場近くにコンビニ、飲食店等ありませんので、昼食は各自で準備をお願いします。

※ 服装については、訓練がありますので初日は軽装をお願いします。

11 会場案内図



★問合せ先

宮崎県東児湯消防組合消防本部 予防課まで

電話 0983(22)1368

ホームページ <http://www.hfd119miyazaki.jp>